

令和3年度第1回

函館市都市景観審議会会議録

開催日時	令和3年(2021年)5月13日 木曜日 午後2時00分 ~ 午後2時45分
開催場所	函館市消防本部 5階 防災多目的ホール
議 事	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 都市景観条例第16条の2第1項の規定による地域の指定について（諮問）〔公開〕（建築物の新築等の行為の届出をする場合の事前協議を義務付ける都市景観形成地域の指定について）</p> <p>(2) 縄文遺跡群都市景観形成地域の都市景観誘導指針の策定について（諮問）〔公開〕</p> <p>3 閉 会</p>
出席者	都市景観審議会委員 12名 事務局 ー 函館市 6名
傍聴者	一般傍聴者 0名 報道関係者 3名

(司会〔事務局〕)

ただ今から、令和3年度第1回函館市都市景観審議会（以下、「審議会」という。）を開催する。

【欠席する委員の報告】

【事務局の紹介】

(司会〔事務局〕)

本審議会委員の定数は15名だが、本日は、12名のご出席をいただいております、半数を超えているため、函館市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）第45条第3項の規定により、会議が成立していることを報告する。

議事に入る前に、本日の資料を確認する。

【資料の確認】

続いて、会議の運営について報告する。

本日の審議にかかる議事録の作成については、その発言の要旨をとりまとめ、その確認を受けることとする。

報告については以上である。

それでは、このあとの議事進行については、会長にお願いします。

(1) 都市景観条例第16条の2第1項の規定による地域の指定について（建築物の新築等の行為の届出をする場合の事前協議を義務付ける都市景観形成地域の指定について）

(2) 縄文遺跡群都市景観形成地域の都市景観誘導指針の策定について

(会長)

まず、議事に入る前に、会議の公開・非公開について確認したい。

当審議会の会議は、原則公開として行うこととなっているが、公開・非公開については、会長が議事ごとに定めることとなっており、本日の議事2件の内容から、公開で行うことが妥当であると判断する。

では、まず議事(1)から説明し、その後審議に入る。それでは、事務局より説明をお願いします。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【議事(1)について、資料1に基づき説明】

(会長)

では、議事(1)「都市景観条例第16条の2第1項の規定による地域の指定について(建築物の新築等の行為の届出をする場合の事前協議を義務付ける都市景観形成地域の指定について)」委員の皆様の見解を伺いたいと思う。

(各委員)

(意見なし)

(会長)

では、令和3年5月7日付け函館市長からの諮問議事(1)「都市景観条例第16条の2第1項の規定による地域の指定について(建築物の新築等の行為の届出をする場合の事前協議を義務付ける都市景観形成地域の指定について)」に対し、異議のないことを答申する。委員各位、異議ないか。

(各委員)

(異議なし)

(会長)

では、次に議事(2)について、事務局より説明をお願いします。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【議事(2)について、資料2に基づき説明】

(会長)

では、議事(2)「縄文遺跡群都市景観形成地域の都市景観誘導指針の策定について」委員の皆様の見解を伺いたいと思う。

(A委員)

資料1の1ページの「策定の目的」について、西部地区の指針を引用しているためか、都市部空間の景観保全が想像される内容である。縄文遺跡群における景観保全や景観形成の特色を感じられず、指針の内容から浮いているように受け取れる。西部地区の指針を踏襲しなければならない理由があれば、教えていただきたい。また、可能であれば縄文遺跡群都市景観形成地域に沿うような内容で記された方がいいのではないか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

必ずしも縄文遺跡群と西部地区の指針の内容が同じでなければならないという決まりはない。基本的には条例に基づき都市景観形成地域毎に沿う指針を作成することになるので、地域特性が異なる場合は、西部地区のデザイン指針を基本としながら、縄文遺跡群都市景観形成地域の地域特性に合うように修正し、作成している。

例として、「屋外広告物」に関する内容が、西部地区の指針には掲載されているが、縄文遺跡群都市景観形成地域の地域特性を鑑み、縄文遺跡群の誘導指針には掲載していない。

(A委員)

策定の目的に「遺跡」や「先人の意向」等の内容が入るならばわかるが「まちの諸活動」や「市民生活の醸し出す雰囲気」だと、どうしても都会的なイメージに捉えられるような気がしたので意見した。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

昨年の審議会で「先人からの」「今でも住んで」「人の営みが」という部分の表現をどうするかということについて議論があったので、「市民生活」の部分はあえて意識的に残していたが、その前の「まちの諸活動」が加わることで都会的なイメージに受け取られてしまったのだと思う。意見をふまえ修正を検討し、ご相談させていただきたいと思う。

(B委員)

10ページ以降の誘導指針に駐車場などの景観に馴染まないものについては、植栽で遮蔽するという形で、他にも色んな部分で植栽について書かれている。その中で樹木の種類について「できる限り落葉広葉樹とする。」と書いている。駐車場などを遮蔽するのであれば、常緑の広葉樹を採用するのが常套かと思うが、あえて落葉広葉樹にした理由はあるのか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

確かに目隠しなので、落葉すると意味がないというご指摘かと思う。

理由としては、基本的に縄文時代の当時の植生には針葉樹が少なく、栗などの落葉広葉樹が多かったとのことから、当時の植生を再現するために、この景観デザイン指針だけでなく、他の縄文遺跡群の保存活用計画等においても、植樹に関しては落葉広葉樹を選んでもらうこととしているためである。

(C委員)

策定の内容の指摘ではないが、3ページの図1の地図に縮尺のスケールが載っているが、見たところ「0」と「500」が反対ではないかと思う。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

こちらのミスなので、修正する。

(C委員)

資料1の2ページについても、同様に縮尺が誤っているので修正願う。

(D委員)

1 ページの策定の目的と位置づけについて、都市景観審議会なので直接関係あるのかないのか確認したいところであるが、この誘導指針において保全は目的になっていないのか。つまり、景観を守ろうということだけであって、保全については意識していないということか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

景観の形成が何を指すかだと思うが、「良好な都市景観をまもり、そだて、つくる」が都市景観の形成の定義であるので「保全する」という観点も含まれたものとして景観形成という言葉を使っている。縄文遺跡群都市景観形成地域の自然環境について、例えば水面の埋め立て等は、なるべく自然のままの状態を維持するよう誘導指針に定めている。

(D委員)

先ほどのA委員の話にもリンクするが、「都市部」と「縄文遺跡群」との違いを明確にするために「保全」という言葉が指針に入ってきたほうが良いのではないか。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

定義上、保全も含まれる旨ご説明したが、その辺りを分かりやすくするよう、保全という言葉も追加するなど修正したいと思う。

(会長)

大体意見が出尽くしたと思うが、ほかに意見はないか。

(各委員)

(意見なし)

(会長)

それでは、審議会としての答申をまとめる。令和3年5月7日付け函館市長からの諮問議事(2)「縄文遺跡群都市景観形成地域の都市景観誘導指針の策定について」に対し、異議のないものとするが、景観審議会からの意見として、

- 1 策定の目的について、縄文遺跡群都市景観形成地域を意識した文章へ修正する
- 2 策定の目的に「保全」の文言を追加する

を付して、答申する。

委員各位、異議ないか。

(各委員)

(異議なし)

(会長)

それでは、以上で本日の議事はこれで終了する。

私の進行についてはこれで終了する。

本日の会議の進行について、事務局にお返しする。

3 閉 会

(司会〔事務局〕)

以上をもって、令和3年度第1回函館市都市景観審議会を終了する。